（郵便報知新聞第二千八百九十八號）　明治二十四年一月十三日　（本紙八頁）　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百九十八號
明治廿四年一月十三日（己亥）火曜日
舊暦庚寅十二月三日
日出午前六時五十三分　入午前四時四十七分
月出午前九時零六分　入午後七時四十八分
諸潮午前七時零四分　午後七時二十八分
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價

時事報新へ一年三百六十五日一日も休刊とス其代價
郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報ハ直接ニ郵便ニテ郵送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

各地方より時事新報の注文に付
時事新報社は注文に接するも代價を受取らざる間は郵送せざる定めなるに新規注文の方には往々代價を添へずして唯だ注文のみの書面に止り本社は更に代價請求の端書を發し代金を受取るまで郵送を差控へ居り候事にて雙方の不便あれば御注文の節は必ず代價を添へて御申込被下度尤郵便切手代用は御斷申上候
代價を受取りたる時は直ちに新報を郵送し其帶封名宛の傍に何月何日と記入致し候是れは右の月日まで新報の代價郵送料共相濟候證に付別に受取書は不差出候左樣御承知可被下候
月曜日丑に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

擧動を謹む可し

主政維新以來常に政府の局に當るものは所謂功臣と稱する第一流の政治家にして今日に至るまで地位の更迭は僅に數回のみあらざれども其更迭は唯第一流の間に行はるゝものにして曾て他人を交えたるためしなし時としては政府中なる第二流の人物にて出遍の例あきに非ずと雖も之とても實際は其人々が第一流の仲間に入りたる迄のみにして獨立の資格を以て特に頭角を現はしたるものに非ず故に今の政府の更迭は名けて更迭と云ふと雖も其更迭は唯同じ仲間の政治家が順番の交代を爲すに過ぎずして所謂新陳代謝の實あきを見る可し人或は既を爲して今日までの事相は斯くの如しと雖も今後の成行は自から趣を異にし國會も既に開げたる上は政治の局面も一變せざるを得ずして隨て政府更迭の場合にも異例を見るに至る可しと云ふものあきにわらず想ふに今後政局の成行は如何なる變狀を呈するに至るやも知る可らずと雖も國會開設の一擧が遂に斯る異例を造くる可しとは少しく遠丁の見たるを免れず我輩の所見を以てするに今後更迭の起因は或は國會より同功一體の人にして其私情の關係如何に拘はらず明論政府と云へる地位に對しては與に共同の利害を感ずるものなれば其利害に關して互に注意する所ある可きは即ち其仲間の德義にして若しも一度び地位を異にしたるが爲めに忽ち擧動を異にして却て共同の利害を忘るゝが如きは決して德義の全きものと云ふ可らず近來世上の政熱頗る上騰すると共に種々の風說を傳ふるものあるも流傳にして我輩の斷じて信せざる所あれども今の政治家の平生を見るに甚だ感服せざるもの多くして自から世人の疑を招くの擧動あるに似たり抑も人々意見を異にするは政治家の常にして意見の異あるが爲めに他に反對するは毫も怪しむに足らずと雖も其意見をば明言せずして一面には贊成するが如く一面には反對するが如く表裡陰陽の間に一種微妙の意味を寓して徒らに當局の同類を苦しむるが如きは決して男子の事にあらず夫とても自から取て代らん爲めの一手段として見れば恥か恕す可き所もあきにあらずと雖も早晩更迭の機會到來して其地位は到底己れの手中に在りと知りながら物數寄にも勸る兒戲を演して他を苦しむるは其德義に於て恥る所あしと云ふ可らず蓋し事の實際に於ては其流の人に斯る卑劣の心掛はあきみとあらんなれども其平生の擧動が機變に類して何分にも信ず可らざるもの多きが故に一度び疑心を挾むときは其疑は益々深からざるを得ずして扨は種々の妄說も流傳し結局自他の迷惑とも爲る次第あれば今の政治家も爾來深く此邊に注意して其擧動を謹むべし而して我輩が此事を云々するは獨り其流の人々の爲めのみあらずして斯る風儀が一度び世の流行を爲すときは世上の人心互に相疑ふの端を開きて次第に政治社會全體の風習を惡くするの患あきにわらざれば旁々以て重々の注意を斷るものあり

官報

○海軍省告示第一號
幡須賀鎮守府ニ任用スヘキ海軍技工四名試驗ノ上採用ス志願ノ者ハ左ノ手續ニ依リ來ル二月十日迄ニ横須賀鎮守府ニ願出ツヘシ

明治廿四年一月十二日　海軍大臣子爵樺山資紀

海軍技工臨時採用手續
第一　海軍技工ヲ志願スルコトヲ得ヘキ者ハ年齡二十年以上三十年未滿身體壯健精神異狀ナキ者タルヘシ但左ニ掲クル者ハ志願スルコトヲ得ス
一　禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
二　刑事被告人トナリ猶判決ノ者
三　身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者
第二　志願人身體檢査ニ合格セサルトキハ學術試驗ヲ爲サス
第三　志願人學術試驗ニ合格セタルトキハ試驗成績ノ順序ニ依リ採用ス
工ニ就テハ
學術　學科試驗ノ科目ハ左ノ如シ
工業　煉瓦、製磚業、旋盤業、見取圖、製圖
冶金學　大意
機關學　四則、蒸汽機關、數學
理化學　熱論
汽論
第五　志願人身體檢査學術試驗ハ海軍機關學校ニ於テ行フ
第六　志願人ハ市町村長ノ具書及戸籍明細書ヲ出スヘシ

○司法省告示第二號
鹿兒嶋地方裁判所管內各區裁判所出張所裁判ノ備當分ノ內開廷セス
明治廿四年一月十二日　司法大臣伯爵大木喬任

○郵信省告示第三號
本月十六日ヨリ左ノ郵便局ヲ郵便電信局トシ其事務ヲ取扱ハシム
但當分ノ內歐文電報及歐字又ハ亞剌比亞數字ヲ記入シタル和文電報ハ取扱ハス
明治廿四年一月十二日　郵信大臣伯爵後藤象二郎

郵局名	舊稱	新稱
愛媛縣宇和島郡	富岡郵便局	富岡郵便電信局
紀伊國西牟婁郡	周參見郵便局	周參見郵便電信局
伊豫國伊予郡	郡中郵便局	郡中郵便電信局

○郵信省告示第四號
下總國銚子郵便電信局ニ於テ本月十六日ヨリ歐文電報及歐字又ハ亞剌比亞數字ヲ記入シタル和文電報モ取扱ハシム
明治廿四年一月十二日　郵信大臣伯爵後藤象二郎

○郵信省告示第五號
今般清國政府ニ於テ同國上海ヨリ濟甫ヘノ電報一語料ハ正貨二十八錢ト改正シタリ依テ之ニ本邦上海間ノ料金ヲ併加徵收スルモノトス
明治廿四年一月十二日　郵信大臣伯爵後藤象二郎

雜報

○議員脅迫の罪　此頃書を帝國議會の議員に送りて豫算の多額削減を主張する者は天誅を加ふべしとか云ふやうなる脅迫を爲したる由議員保護律もあるに當局者の之を開捨てにするは心得難しと云ふ者あれど此場合は其第四條にある議員の職を辭せしむるの目的又は其の公務上の言論行爲を妨害せんとする目的を以て議員を脅迫し又は恐喝したるものは云々と云へるに該當す然るに此脅迫あるものは人の精神上に及ぼす作用にして其之を受くる人の認むる所に由り同一の行爲にして脅迫となるもあり又あらざるもあり薄弱の者小錦に向つて斯く〳〵の所行あらば打殺すぞと手を振り上げたりとも小錦はビクともせざるべし即ち打殺すと云へる言葉も小錦に取りては更に脅迫とあらざるあり今議員に天誅云々の書狀を送りたる者あるも議員は何所に風が吹くかと平氣に打捨て置くとすれば此事脅迫とはあらざるあり是れ其第四條に但し被害者の告訴を待ち其罪を論ずと規定せる所以にして既に被害者の告訴を待つとある以上は勿論當局者より先きに手を出し得べき筈なし右の書狀は豫算の減縮を非とするものにて政府の味方めきたる所あるより之を默視するものあらんなど思はれては甚だ迷惑あり云々と其筋の人は語れり

○横瀨參事官の歸京　世に岡右馬吉事件として知られたる高知第七國立銀行事件の實況取調べの爲め昨年來高知に出張し居たる大藏省參事官横瀨文吉氏は去る九日歸京したりと

○境港を特別輸出港と爲すの議　伯州境港は山陰道中の一大要港にして因伯地方より盛んに輸出すべき米穀は勿論京坂神等の地方より輸入すべき諸雜貨の如き大概境港を經由し地勢北海に面して荒波を捲へたりとは云へ日本郵船會社大坂商船會社の汽船常に碇泊する次第あるが同地の有志者中には夙とに同港を特別輸出港とし外國船をも入泊せしむべしとの希望を抱くものあり遂に其旨を同縣提出の議員に賂りて贊成を得、不日帝國議會に建議する都合ありと云ふ聞く所に據れば因伯地方產の米は其品質極上等ありと云ふを待ずと雖も近來製造に改良を加へ宜しく現に大坂堂島地方の位の地位を占め年

○北海道十勝國の廣原　大無邊の廣原にして方なる上に漁業のれば殖民事業に從るゝみと緊要なるべれば技に揭げて十勝國の地形　十は樂古山、十勝嶽を以て劍路北見石て處々に丘陵あれ其狀恰も廣漠たるて川は大津川あり川郡十勝嶽に發し り海に注く長さ四墟川に次く大河に便あり之れに次ぐヒカタ風の吹くと名あり）とす潮を舟に至て海に入るの他利別川樂古川利の便あり氣候　華氏寒暖計均八十五六度極寒邊に上下す零度以りて酒も爲めに凍前十時前後に至ら終日往々日光を見るに隨て稀薄とは五六度乃至七八對するものにして洋潮水の末流に由地味及開墾地　地あるものにても生曠原にして開墾に十一億數十萬坪にりては枚樂するに饒にしてウラボー曠漠たる原野は開國治革　松前藩地人の來るもの甚たるにも拘ず漁の居宅は一もあたの爲め明治九年開設正に依り該國並土人を除くの外鹿は國館近傍及び鹿の棲息せざる料を得る能はず々雇傭する處の新來するもの多くを定むるもの日に至れり則ち現今使場あり鹿館局あ所あり小學校あ人夫れ斯の如きの に立ありと雖も